

小田原市自治基本条例(素案)への意見とそれに対する市の考え方

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
全般について	なぜ条例なのか。	自治基本条例は、本市における自治を推進するための指針となる大切なものです。そのため、地方自治体の法律である条例によって定めるものです。また、条例で制定を図ることによって、市民の代表として選ばれた議員で構成される市議会で審議されることとなり、制定の可否も含めて最も民主的な手続きによって制定が図られることとなります。
	条例により、何が変わるのか。何か制約や義務が発生するのか。(この条例の用途、権威がよくわからない。)	本条例が制定され市民や議会、行政(市の執行機関)が条例の趣旨を実践することによって、市民の力が、より一層まちづくりに発揮される環境が整っていくと考えています。また、市民に制約や義務が発生するものではありません。
	もっと時間をかけるべきだ。なぜ、他の自治体の条例を参考にしないで、骨子案を作成したのか。	平成 21 年 5 月のキックオフフォーラム以来、オープンスクエア(公開検討会)を 11 回、各種団体との意見交換会を 6 回、プレ検討委員会を 4 回、検討委員会を 28 回開催するなど、広く市民意見の聴取を行う中で、約 1 年半となる時間をかけ、集中的に策定作業を進めてきました。 「他市の事例を参考にしなかった」件については、検討委員会の検討のあり方として、他市等の条例を参考にするのではなく、本市の市民が普段から考えている課題や思いを集約することで、本市に適した骨子案を作るという方針で行われたものです。
	パブリックコメントやオープンスクエアの少数の市民意見だけでなく、より多くの市民と意見交換を行うべき。	策定過程において十分な市民意見の把握に努めてきましたが、市民の理解をいただくよう、今後も周知に努めていきます。
	意見募集期間が短い。	意見募集は、平成 22 年 10 月 1 日～15 日までの 15 日間行いました。 パブリックコメントの期間については、実施に当たっての統一的な基準などを今後改めて検討します。
	骨子案には、委員長の自治理念がかなり大きく反映されている。	検討委員会では、委員同士の活発な意見が出される中で議論が進められており、委員長の考え方が過大に反映されたとは考えていません。
	子どもの権利の保障についても、きちんと条文化して欲しい。	本市の自治基本条例は、まちづくりの目標を掲げ、それに向かって自治の担い手が行うべきことを指針としてまとめるという形で整理したもので、この中で子どもの権利の保障を特に規定することは適当でないと考えます。
	「住民」と「市民」の明確な定義を示して欲しい。	「住民」は、「市内に住所を有する人(個人)」を指します。 「住民」と「市民」の違いについては、改めて逐条解説に記載します。
	「市」の意味が曖昧。	「市」は、議会と市の執行機関を指します。第 2 条の定義に「市」の定義を追加します。
	小田原独自の部分を示して欲しい。	本案の基となった骨子案はオープンスクエア(公開検討会)などの機会を通して多様な市民意見を聴取して作成されており、そして、その結果として本案は、地域活動など市民の活動について重点を置いたものとなりました。この作成の過程の市民意見を聴取する方法と、市民の活動に重点を置いたものであることが、本市の自治基本条例の特徴です。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	国が進めようとしている「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする」という主旨と、この条例の基本的な考えは違うのではないか。	本市の自治基本条例で目指すものは、市民力を生かし、自治の担い手が協働することを基本とした自治(市民自治)の推進であり、地域住民が主体的なまちづくりを進めていくことに他ならないと考えます。
	自治基本条例とは、憲法と同じで行政(権力を持つサイド)の権力濫用を戒め、住民側の権利を保障するものでなければならない。	自治基本条例の考え方は、制定自治体により様々となっています。本案では、市長の権限の適切な行使についても規定していますが、大きな考え方として、市民や議会、市の執行機関という自治の担い手の役割を明確にして、それぞれが力を十分に発揮し協働してまちづくりを行っていくことが重要であるという考え方で作成しています。
	市民の自治意識をどう育てるかが、重要な課題になる。	市民の自治意識の気運を盛り上げていくため、今後も条例の周知と実践に努めていきます。
	市民の権利保障や行政機関の責務を明確に示して欲しい。	市民がまちづくりに参加する権利は自治基本条例の有無に関わらず、市民にとって既得のものであり、本案では、その権利を生かすための規定を記載しています。また、行政の責務は第11条(市長の責務)、第12条(市の執行機関の責務)で規定しています。
	この条例の内容では、極一部の団体の運動に市民生活が左右されてしまうように思う。	本案は、市民や議会、市の執行機関という自治の担い手の役割を明確にして、それぞれが力を十分に発揮し協働してまちづくりを行っていくことが重要であるという考え方で作成しており、一部の団体に市民生活を左右されることになるとは考えていません。
	条文の文章表現が曖昧。	この条例は、制度を定めたり、制約や義務を課す、といった性格のものではありませんが、市長や市の執行機関に対しての条項等については、義務規定か、若しくは努力義務をより強調する表現としています。
	条文では「努めなければならない」という努力目標では今までと何も変わらない。「～する責任がある」、「～する義務がある」のような表現にすべき。	この条例は、制度を定めたり、制約や義務を課す、といった性格のものではありませんが、市長や市の執行機関に対しての条項等については、義務規定か、若しくは努力義務をより強調する表現としています。
	この条例(素案)には、具体性がない。	本市の自治基本条例は、市民や議会、市の執行機関という自治の担い手の役割を明確にして、それぞれが力を十分に発揮し協働してまちづくりを行っていくための指針となるべきものであり、具体的な施策等は示していませんが、条例の施行後、様々な分野で条例の趣旨に基づいた具体的な施策が行われることとなります。
	市は、市民に市政参加のための機会を保障することが、市民との最善の協働と考えれば良いのではないか。	第16条において、市の執行機関は、市政参加の拡充に努めることとしています。
前文について	「自治会活動」は、市民活動の一部分であるので、条例で特記するべきではない。	自治会は、本市のまちづくりに欠かすことのできない様々な活動を行っています。しかし、その他にも多くのまちづくりを担う市民活動が行われていることから、自治会が主な担い手であるという表現は修正します。
	「地域主権」は特定政党のマニフェストの言葉であり、条例に用いるのは不適切。	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	「～求められている」という言葉が重複して使われていて、違和感がある。もっと自主的な意思を表現する条文にして欲しい。	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。
	「持続可能な」という表現は、なくても良いのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。
	「お互いに～」というのは、誰を指しているのか。	ご指摘の箇所については、主語が明確になるように修正します。
	「自治の担い手」を定義すべき。	自治の担い手は、「市民」「議会」「行政(市の執行機関)」としていますが、分かりやすくするために前文にその旨の記載を追加します。
	「それぞれの役割を果たさなければならない」という表現は、断定的、命令的。	自治の担い手が協働してまちづくりに取り組んでいく強い決意を表現したものですが、ご意見を踏まえて修正します。
	小田原らしさを取り入れた前文にして欲しい。市民に周知する意味でも、市民公募をすべき。	市民の自発的な活動がまちを支えてきたことを表現するなど、小田原の特性を踏まえた前文であると考えています。
	前文の冒頭には、大きな理念・理想を掲げた方が良い。	市民力を生かし、自治の担い手が協働することで、市民が生き生きと暮らし続けることができるまちとするという、本市の自治基本条例が目指すまちづくりの理念が適切に表現されていると考えています。
	「まちを支えるものとして一翼を担ってきた。」は、冗長なので削除したほうがよい。	分かりやすく適切な表現であると考えていますが、ご意見の趣旨を踏まえて一部修正します。
	「これまでのまちづくりの取組」は「これまでの自発的な活動」に変更したほうが良い。まちづくりという言葉は、別途定義が必要。	分かりやすく適切な表現であると考えています。なお、「まちづくり」とは、「市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとするために行われるあらゆる活動、及び事業」としては、改めて逐条解説に記載します。
	「まちをつくる担い手」は、「まちを支える担い手」に変更したほうが良い。	分かりやすく適切な表現であると考えています。
	「小田原における自治の基本的な考え方を明らかにし」は、「小田原の自治について基本的な考え方をあきらかにし」に変更したほうが良い。	分かりやすく適切な表現であると考えています。
第2条(定義)について	「市民」の定義の中の「活動を行う個人」とは、どのようなものを想定しているのか。	市外在住の方が本市のまちづくりに関わる活動(例えば、海岸や河川の清掃活動など)に参加することを想定しています。
	「市民」の定義の中の「その他の団体」とは、どのようなものか。定義するか、削除すべき。	法人格を持たない団体を想定しています。
	市民かどうかは、どのように判断するのか。	本案における市民とは、本市に関わる個人、団体を広く市民ととらえています。
	「市民」には、他市から通勤している人や観光客、また外国人も含まれるのか。	第2条の定義のとおり本市への通勤者や本市に居住する外国人も市民となりますが、観光客は市民には含まれないと考えています。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	「行政」という言葉が一般的なので、「市の執行機関(行政)」と括弧で加えた方がわかりやすい。また「市の執行機関」に職員は入るのか。	分かりやすくするために、前文では「行政」という用語を使用していますが、一般的な概念の中で、「行政」という言葉には、警察署や保健所なども含まれるため、条例本則では、曖昧さを避けるために使用しないようにしています。職員は、市の執行機関の構成員です。
	「市民力」を「市民が本市をより良いまちにするという意識を共有し、自らの判断と責任により、地域に貢献しようとする行動力」と定義することを提案したい。	「地域に貢献しようとする行動」という考えは大切なことであり、「本市をより良いまちにする」ことに通ずるものと考えます。また、「市民力」の定義では、その前段となる、「先ず思い、立ち動くこと」も含めて定義しています。
	分任の定義が曖昧。	「協働」は、市民と市民あるいは市民と行政(市の執行機関)等が、それぞれの持つ特性を生かし、役割を分けてそれぞれが別の行動をする場合も想定しており、そのような形態を「分任」と表現しています。なお、「協働」については、改めて逐条解説で説明します。
	力を存分に出し合い、協力し合うとは、目的とする「個別事案」の責任(労力及び予算)も市民が分担すべきであるという意味か。	「個別事案」の内容によりますが、市が行うべき事業の費用を、協働を行う市民が分担するということは想定していません。
	「協働」で、「自治を担う主体が尊重と信頼関係を元に役割と責任を分担し～」とあるが、対象が曖昧。	ご意見の文章は骨子案に近いものですが、本案では、骨子案の考え方を尊重しながら、改めて定義の文章を整理しています。
	「役割と責任を分任」という表現は、戦前の労働奉仕を連想する。	役割や責任を強要するものではなく、できる範囲で協力し合うという趣旨です。
	「地域活動」の「まちづくりにつながる活動」とは、どのような活動を想定しているのか。また、「市民活動」は積極的に意識を持って活動できる市民だけが、自己の関心事項に対する利益を享受できるようにするという事か。	まちづくりにつながる活動とは、例えば「河川の清掃活動」など公共的なものを想定しています。第7条第2項の「市民活動を行うものに対してその活動の実情に応じた支援を行うように努める」という規定は、あくまでも公共的な活動への支援であり、特定の者だけに利益をもたらすような活動を含むものではありません。
	地域活動の定義の中で、「その区域内のまちづくりにつながる活動」は、「その区域内の活動」に変更したほうが良い。	本条例における地域活動とは、まちづくりにつながる公共的な活動に限定することが適当と考えます。
	市民活動の定義の中で、「自発的に行われるまちづくりにつながる活動」は、「自発的に行われる活動」に変更したほうが良い。	本条例における市民活動とは、まちづくりにつながる公共的な活動に限定することが適当と考えます。
	「まちづくり」に関して、「市民(行政、議会を含む)の活動すべてであるが、全市域を住みやすくする活動を「まちづくり」と呼ぶ。」等と定義すると良い。	まちづくりという言葉が意味するものとしては、「市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとしていくことにつながる、あらゆる活動」をいうと考えていますが、一般的に明確な範囲の規定がなく、時代によって変っていくことも予想されるため、定義付けをせずに、逐条解説で説明することとします。
第3条(基本理念)について	「市民自治」とは、どのようなものか。	「市民自治」とは第3条のとおり、「市民力を生かし、本市の自治の担い手(市民、議会、行政(市の執行機関))が協働することを基本とした自治」です。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	行政と市民による協働をして、「市民自治」と定義しているのか。	「市民自治」とは第3条のとおり、「市民力を生かし、本市の自治の担い手(市民、議会、行政(市の執行機関))が協働することを基本とした自治」です。
	「市民自治」と「本市における自治」の違いは何か。	「自治」には、①自分たちが住む身近な領域を市民自身で行うもの、②市民同士や市民と議会、行政(市の執行機関)などが協働で行うもの、③議会や行政(市の執行機関)が行うもの、以上3つが組み合わさっているものと考えています。本案では、この①～③の全てを「本市における自治」とし、②を「市民自治」と表現しています。
第4条(条例の位置付け)について	他の条例等は、本条例との整合を図らなければならないとあるが、具体的にはどのような事例を想定しているのか。	例えば「住民投票」に関する条例を制定するということになれば、第17条第2項に基づき、行政(市の執行機関)は課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供するという内容を規定することが想定されます。
	本条例と整合していない制定済の条例や規則、本条例に規定されていない実施機関が、これから定めようとする条例、規則等は制限されないのか。	既定の条例等もその改廃や運用に当たり、この条例との整合を図ることになります。なお、第4条第2項の「他の条例等」は、議会と市の執行機関の条例等のことです。
	「市の執行機関は、既存の条例がこの条例に整合しているかを定期的に見直し、議会に報告しなければならない。」というものがなければ、効果が半減する。	本条例施行後、第4条第2項の規定に基づき、既定の条例等の見直しを図ることになります。
	どの条例も遵守すべきものなので、この規定は削除すべき。	本条例が、本市の自治を推進するための基本的な指針としての位置付けであることを明確にするために、規定するものです。
	ここで規定されている「自治」とはどのようなものか。	「自治」には、①自分たちが住む身近な領域を市民自身で行うもの、②市民同士や市民と議会、行政(市の執行機関)などが協働で行うもの、③議会や行政(市の執行機関)が行うもの、以上3つが組み合わさっているものと考えています。第4条で規定しているものは、この①～③の全てです。
第5条(市民の役割)について	市民の中には、活動できる市民、事情があって活動できない市民、市政の現状に多少不満があっても市政に参加まではしようと思わない市民等がいるので、すべてを「自治の担い手」として同じように位置付けない方がよいのではないか。	様々な立場・考え方の市民がいる中で、全ての市民に自治の担い手を強要するものではなく、可能な範囲で少しずつでもまちづくりに関心を持ち、関わっていただきたいと考えています。
	「自ら解決すべき課題」とは、具体的には何を指しているのか。	第5条第2項は、「自分で解決できることは自分で解決に努め、自分で解決できないことは、その内容に応じて、地域活動や市民活動、あるいは、市・県・国によって支える」という趣旨を規定したものです。「自ら解決すべき課題」とは、例えば身の回りで発生する個人で解決することができる問題を想定していますが、自明のことでもあり、この条項は見直します。
	「～努めるもの」とあるが、努めないとどうなるのか。	「努めるものとする」等の努力規定については、文字通り努めて欲しいという意図を込めたものです。努めないことに対して罰則や不利益が発生するものではありません。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	市民の役割は、第5条のとおりで良い。	自治基本条例を本市の自治の進め方の基礎として市の施策を進めていきます。
	「市民の役割」とは、具体的に何をすべきなのか。	身近な例としては、自治会等が行う清掃活動や防災訓練等への参加などが考えられます。
	市民が強く意識するように、「市民の役割」ではなく、「市民の責務」としたらどうか。	全ての市民に、可能な範囲でまちづくりに参加して欲しいという意図を込めていますが、それは強制ではなく、あくまでも市民の自発的な意思で行っていただくものであるため、本案では、「市民の役割」としています。
	市民の権利の保障が全く書かれていない。	市民がまちづくりに参加する権利は自治基本条例の有無に関わらず、市民にとって既得のものであり、本案では、その権利を生かすための規定を記載しています。
	規定はすべて不要。市民が自己の持つ力や時間をいかに使おうと、それこそ市民の勝手。	市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちの実現には、自治の担い手(市民、議会、行政(市の執行機関))の力がまちづくりに十分に発揮されることが不可欠であると考えています。第5条では、市民の力が十分に発揮されるために市民の役割を明確にしています。
	「市民の役割」ではなく、「市の尊重義務」とし、市政に参加しようとする市民の意思を、市が可能な限り尊重するものとすれば良いのではないか。	市民の意思が尊重されるのは当然のことですが、今市政に参加しようとする市民だけでなく、今は無理でも将来は参加できるようになる等の市民も含めて、より多くの市民に可能な範囲でまちづくりに参加して欲しいという意図を込めて、「市民の役割」としています。
第6条(地域活動)について	「自治会が地域活動の主たる担い手～」という部分に疑問を感じる。	自治会は、本市のまちづくりに係る様々な活動を行っています。しかし、その他にも多くのまちづくりを担う市民活動が行われていることから、自治会活動が主な担い手であるという表現は修正します。
	各自治会は任意団体であり、一般市民の地域で活動する文化活動などのグループと同じ位置付けであるはずなのに、自治会を「主たる担い手」と謳うことに疑問を感じる。また、自治会を自治の基本に据えると読めるが、規約等が存在しないような自治会という組織を自治の根幹と位置付けるのはふさわしくない。	自治会は、本市のまちづくりに係る様々な活動を行っています。しかし、その他にも多くのまちづくりを担う市民活動が行われていることから、自治会活動が主な担い手であるという表現は修正します。
	地域活動の主体を自治会に置くことで、新しい地平を切り開けるかが疑問。自治会を含め地域コミュニティを再編成して、「地域の問題は地域で解決する」という項目を入れて欲しい。	自治会は、本市のまちづくりに係る様々な活動を行っています。しかし、その他にも多くのまちづくりを担う市民活動が行われていることから、自治会活動が主な担い手であるという表現は修正します。 また、地域の問題を地域で解決するために、地域活動と市民活動等の連携・交流が必要と考えており、それを第8条(活動を行うもの相互の連携)で規定しています。
	「身近な生活に関する課題」とは、具体的にどのようなことか。	例えば、ごみステーションがカラス等に荒らされることなどが考えられます。
	第6条第2項の規定は違法なので、削除すべき。	自治会は、本市のまちづくりに係る様々な活動を行っており、その役割を本条例で明確にすることは違法でないと考えます。ただし、その他にも多くのまちづくりを担う市民活動が行われていることから、自治会活動が主な担い手であるという表現は修正します。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	自治会と市の関係は、どのようなものか。	自治会には、広報紙の配布の一部を委託するなど、市役所の業務の一部を担っていただいています。
	市民及び市の執行機関の支援先は、自治会ではなく個人及び団体になっているのは変ではないか。	「地域活動を行う個人及び団体」には、自治会も含まれます。
	自治会を議会化しないと、一部の自治会役員と市長で物事が決められ、住民多数の意見が反映されないのではないか。	各自治会が抱える課題の解決等について、本条例で一律に規定することは適当でないと考えます。
	自治会役員の責務が重すぎると感じる。	各自治会が抱える課題の解決等について、本条例で一律に規定することは適当でないと考えます。
	自治会は、非加入者の問題、役員・行事の硬直化など、たくさん問題があり、自治活性化の活動が必要と感じる。	各自治会が抱える課題の解決等について、本条例で一律に規定することは適当でないと考えます。
	自治会の定義がなされていない。	自治会は、一定の区域に居住する人々による任意の組織です。逐条解説で説明します。
	各地域の実情に応じた支援を行うには、お金の支出については計画書、支出明細、領収書添付等の提出を義務づけるべき。	本条例の施行後、地域活動等への支援を行うに当たっては、ご意見の趣旨を踏まえて適切に運用していきます。
	市の執行機関は、支援活動をどの様に行うのか。	本案では、各地域の実情に応じた支援の必要性を規定しており、具体的な方法については、条例の施行後、検討していきます。
	「地域活動」と「市民活動」の定義が分かりにくい。	定義については第2条のとおりですが、逐条解説でより分かりやすく説明します。
	3項は、「市民及び～」とあるが、「市の執行機関が～」とした方が、よい。	地域活動や市民活動を、市民も市もみんなで応援していこうという趣旨としています。
	条例によって、自治会の立ち位置はどうなるのか。	条例によって自治会の位置付けが変わることはありません。条例に自治会の役割が規定されることによって、身近な地域活動として、市民が自治会を見つめ直す機会になると考えています。
第7条(市民活動)について	「地域活動」を狭義の市民活動とし、それ以外の全市的な活動を「市民活動」と規定しているのか。	「地域活動」と「市民活動」の定義は第2条のとおりです。逐条解説でより分かりやすく説明します。
	「市民活動」に行政が期待することは何か。	魅力的で活力あるまちづくりの原動力として不可欠なものと考えています。
	市民活動の無償で出来る範囲を超えた分について、有償の支援を行うということか。それは、議会の予算承認権を侵害しているのではないか。市民活動は、自主的に自助努力を無償で行うことが基本であり、市の執行機関による公的な費用や人材の投入による支援はするべきではない。	本案では、活動の実情に応じた支援の必要性を規定しており、具体的な方法については、条例の施行後に検討していきます。また、予算を伴う施策は議会の承認を得て行うことになります。
	市民の役割を果たそうとしている市民に対して、何らかの要請があれば、行政は支援するというを記載して欲しい。	市民及び市の執行機関は、市民活動の実情に応じて支援を行うよう努めることとしています。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	市民活動に期待されていることは、ネットワーク化することだと思う。この条例もそのような未来型の条例になれば良い。	活動者間の連携は必要なことだと考えており、第8条(活動を行うもの相互の連携)として規定しています。
	第7条の1項は、「市民が市民活動に参加することで、魅力的で活力のあるまちとなる。」のように義務ではなく、状態を記述すれば十分。	状態を示すだけではなく、魅力的で活力あるまちをつくるためにどのようにすべきなのかを規定する必要があると考えます。
第8条(活動を行うもの相互の連携)について	市民活動や地域活動に市の執行機関が参加することは、予算の直接的執行が伴わないものでも、公平かつ公正に機会が保障されていると判断できない場合も想定され、市民活動や地域活動が行政に依存する可能性を高くし、市の執行機関の負担を重くする懸念がある。	第8条の趣旨は、連携を促進するための機会の提供やコーディネーター的な人材の育成に努めることなどで、直接活動へ介入するというものではありませんが、ご意見のとおり、市の執行機関が関わることで、市民活動や地域活動の自立性を損なうことのないように配慮が必要と考えています。
	人材育成など市が市民活動に介入し過ぎると、活動の自立性を損なうのではないか。	第8条の趣旨は、連携を促進するための機会の提供やコーディネーター的な人材の育成に努めることなどで、直接活動へ介入するというものではありませんが、ご意見のとおり、市の執行機関が関わることで、市民活動や地域活動の自立性を損なうことのないように配慮が必要と考えています。
	市民活動家の多くは、地域活動に参加しておらず、地域をあまり知らない人が市民活動を行っているように思う。そういう状態では、連携、交流は難しい。	市民活動と地域活動の連携を図るために、第14条(まちづくりに必要な情報等の共有及び活用)を規定しています。
第9条(自治の担い手の育成等)について	市民による自治は、市民の自発的な意思と行動に裏付けられるべきもので、市の執行機関が人材の発掘や育成に関与することは、健全な市民自治を阻害するだけ。	市民の自主性を尊重しつつ、自治の担い手の育成などに市が関わることは必要なことだと考えていますが、ご意見を踏まえ、より分かりやすい表現に修正します。
	自治の担い手は市民であると思うが、この条例では特定の学んだ市民だけが自治の担い手であると読み取れる。	全ての市民が自治の担い手であると考えていますが、ご意見を踏まえ、より分かりやすい表現に修正します。
	この条例には、具体的にどうやって自治意識を育てるのが、明確にされていない。自治を学ぶためには、「自治学習センター」のような住民自治について学習する組織を作る必要がある。	本条例の施行後に、具体的な取組を検討していきます。
	第9条前段はカットして、「自治を学ぶための機会を積極的に創出するために取り組むようにする。」で良い。	ご意見の趣旨も踏まえて、第9条を見直します。
	十分な社会経験のない子どもに、行政主導による学びの機会を提供することは、行政による教育行政への介入となり、一定の目的と効果を示さなければ、法令違反となる可能性があるのではないか。	市が子どもに対して、まちづくりに参加する機会やまちづくりを学ぶ機会を提供することは必要なことという趣旨ですが、より分かりやすい表現に修正します。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	将来の自治の担い手について、子供の育成を加えたことは非常によいことだと思う。家庭力・家族力といった部分についての育成も必要になると思う。	自治基本条例を本市の自治の進め方の基礎として市の施策を進めていきます。 家庭力や家族力が大事ということは、ご意見のとおりと考えます。
第10条(議会及び議員の責務等)について	議会をどのように位置付けるのかが規定されていない。この条例に規定していない議会の責務を制定することは、条例としての整合性がないのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。
	「4. 議会及び議員は、市政に関する最終決定機関であることを認識し、議会の審議に当たっては、その認識のもと、真摯な態度で審議に努めるものとする。」この内容を追記したほうがよい。	議会運営に関する内容については、まずは議会において検討されるべきものと考えます。
	「5. 議会及び議員は、議会の決定が最終決定であることから、議員としての行動に責任を持つ必要がある。このため議会の採決に際しての行動を市民に公にすることにより議会での議員活動を透明化すること。」この内容を追記したほうがよい。	議会運営に関する内容については、まずは議会において検討されるべきものと考えます。
	「6. 議会は議論の場であることを認識し、議案に対する賛否をそれぞれの立場から自由に討議し、議論を通して議案に対する認識を深めるものとする。」この内容を追記したほうがよい。	議会運営に関する内容については、まずは議会において検討されるべきものと考えます。
	「7. 議会及び議員は、行政側に反問権を付与することにより議会を、議員との自由闊達な議論の場とすること。」この内容を追記したほうがよい。	議会運営に関する内容については、まずは議会において検討されるべきものと考えます。
	「8. 議会及び議員は、現在の地方自治法で認められている公聴会や参考人制度を積極的に活用し、議会外の意見を積極的に求めるものとする。」この内容を追記したほうがよい。	議会運営に関する内容については、まずは議会において検討されるべきものと考えます。
	議会は、政策についての議員相互の論議を公開したり、市民への情報提供を速やかに行うことが必要だと思う。議員は、市民との対話の機会を作り、地域の市民の声を聴取し、問題がある場合は速やかに調査し報告することを義務付けたらよい。	ご意見の趣旨は、第1項及び第2項で規定しています。
現在検討している議会基本条例との整合性を図らなければいけない。その意味で、市民としての立場から議会に義務付けるべき内容を規定することが必要ではないか。	議会運営に関する内容については、まずは議会において検討されるべきものと考えます。	

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
第11条(市長の責務)について	「その権限を適切に行使」は不要ではないか。また、市長の権限を明確にすべき。	市長は強い権限を持っていることから、適切な行使が必要であると考えます。市長の権限については、逐条解説で説明します。
	「議会の理解を得るよう努めなければならない」と規定しているが、通常の職務の範囲内のことであり、規定するまでもない。	市長は強い権限を持っていることから、二元代表制の趣旨を十分に踏まえて市政運営を行うことが大切と考えます。
第12条(市の執行機関の責務)について	第16条に規定されている条文の趣旨だけで市民の市政参加の目的を示すことができるので、市の執行機関が負うべき責務を定めなくてもよいのではないか。市民の自発的な意思を尊重すべき。	市民、議会、行政(市の執行機関)という自治の担い手の役割と責務を体系的に整理することは、自治基本条例を制定する大きな目的の一つであり、ここでは「市の執行機関の責務」として記載したものです。
	「誠実に対応するよう努め～」とは、応対のことを言っているのか、それとも政策の実現のことを言っているのか。	応対も含めて、意見等に対して真摯に対応することの必要性を規定しています。ただし、寄せられた全ての意見等の実現を前提として対応するのではなく、意見を真摯に受けとめた上で、意見の種類や内容に応じて適切に対応することが必要と考えています。
	市の執行機関および市職員は、業務の範囲を明確にし、出来ることと出来ないことを明確にすることが必要。また、苦情についても処理の仕組みを明示し、それを排除するのではなく上手く自治に反映するようにしたらよい。	公共の概念も時代とともに変化するため、市の業務範囲のすべてを規定することは適当でないと考えます。なお、市に寄せられる苦情については、排除するものではなく、可能なものは市政に反映しています。
第13条(市職員の責務)について	市の職員は、市長が目指す市政の実現のため、行政のプロとの認識を持ち、政策実現のため、政策を立案し議会の協力を得る努力が必要だと思う。	市民との協働を念頭に置いた職員の責務を規定しています。
	市職員は市の執行機関を構成している存在であり、分離して規定するのであれば、その理由を説明して欲しい。	本条例において、市民と行政(市の執行機関)等との協働は大きな柱であるため、実際の現場で市民との協働に携わる職員のあり方を規定することが重要と考えています。
第14条(情報の共有及び活用)について	市の個人情報保護条例に违背する事項については、その都度関係者と協議し、情報の適切な運用に努めるべきものであり、市の執行機関であったとしても、個別事項を条例や規則で定めずに本条例で対処することは、既に定めた条例に違反する。	第14条の内容は、本市の個人情報保護条例に反するものではないと考えます。
	「市民及び市は、・・・相互に提供し、共有し、及び活用」とあるが、市民と市では情報の所有の形態、量があまりにも違う。個人情報の取り扱いに注意するのはもちろんだが、市が保有する情報の積極的な公開を義務付けるべきではないか。	市が保有する情報の積極的な公開については、既に本市の情報公開条例で規定しています。ここでは、市も市民もまちづくりに関する情報等を提供し合い、共有し、活用することが大切であるという視点で規定しています。
第15条(個人情報の適正な取扱	市の個人情報保護条例を援用すれば足りるので、本条文は必要ない。	市の個人情報保護条例では、主に実施機関における個人情報の保護について規定しています。ここでは地域活動や市民活動を行う際の個人情報の取扱いや、個人情報が安

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
い)について		心して提供されるような環境の醸成について規定しています。
	個人情報の保護についても、行政情報の個人情報保護の守秘義務違反の懲罰を明確に規定するべき。	本市の個人情報保護条例で規定しています。
	市民の側も市民活動、地域活動に関する場合の個人情報の取り扱い方について用件別に当事者が協議して決定するというような項目が必要。	条例の性格上、具体的な運用に係ることまでは規定していません。具体的な運用については、条例の施行後、その趣旨に基づいた取組を行う際に検討することになります。
第16条(市政参加)について	政策の立案等にかかる意思決定に、住民以外の市民に参加する権利を与える必要があるのか。	本市は、市外からも多くの通勤者や通学者などの交流人口がいます。市政運営は定住者のためだけに行うものではないため、このような交流的に関わる人々から意見を聴くことも必要であり、市民の定義には本市に関わる人々や団体などを含めています。
	「3. 市民は主権者として市政へ参加する権利を有する。」という文章を追記して、市政参加は与えられた権利ではなく、市民に与えられるべき権利という表現がよい。	市民がまちづくりに参加する権利は自治基本条例の有無に関わらず、市民にとって既得のものであり、本案では、その権利を生かすための規定を記載しています。
	市政参加は、すべての政策が対象となるのか。	より多くの施策に市政参加が行われることが必要と考えますが、対象となる施策はその内容等を踏まえて判断すべきものと考えます。
	多くの市民が市政に参加できるように、特定の市民が複数回参加することを制限するような仕組みが必要。	限られた市民だけではなく、より多くの市民の多様な意見を聴取することは大切なことだと考えており、第16条第2項において、より多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めることとしています。
	「4. 政策立案時に委員会や協議会を設ける場合は、検討会・委員会等の定足数の1/3は公募市民とすること。」を追記した方がよい。	現在でも、検討会等に公募市民を委員として選任する場合は、全委員の20%以上を目標として取り組んでいます。専門的な知識を要する場合もあるため、すべての委員会等の選任割合を一律に決めることは適当でないと考えます。
第17条(住民投票)について	住民投票の実施に必要な事項は、その都度別に条例を制定して定めれば、この条文は地方自治法の規定を援用することで用は足りるので、削除して条例を簡素にした方が全体の目的が明確になる。	住民投票そのものではなく、住民投票を行う以前に住民に適切な情報を提供して、その意見を把握する必要があることや、住民投票を行うときも、住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供することの重要性を規定しています。
	「その都度別に条例で定める」の前に、基本的に地方自治法に則ることを追記すべき。	当然のことであり、改めて条例に規定する必要はないと考えます。
	住民投票については、市民の権利がまったく保障されていない。	市民のまちづくりに参加する権利の一つとして、住民投票に関する規定を設けています。
	住民投票は市政への直接参加の方法の一つとして今後増える傾向が考えられるが、慎重な運用が求められる。	本案では、情報を住民に適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討してもなお直接住民の意思を確認する必要がある場合に住民投票ができるとしており、住民投票の実施に当たっては、十分な議論があることを前提としています。また、住民投票の実施に当たっては、その都度必要な事項を条例で定めることとしており、その条例制定の場面でも十分な議論が行われることが想定されます。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
第18条(条例の周知及び取組等)について	「その趣旨」とはどのようなものか。	「条例の条項として直接規定はされていないが、条項に規定された内容を実現するために実施する取組」を『その趣旨を踏まえた取組』として想定しています。ご意見を踏まえ、より分かりやすい表現に修正します。
第19条(条例の見直し)について	見直しの手法、特に採決の方法の明記が必要ではないか。	この条例のあり方については、常に、市民・議会・行政(市の執行機関)がそれぞれの視点から問い直し、条文の加除修正を行いながら、より小田原市にふさわしい条例にしていくことが重要であると考えていることから、見直しの期限や具体的な方法などの手続きは定めていません。
	条例の見直しについては、市だけではなく市民自身がどんどん見直していける手法が必要。	条例の見直しに当たっては市政参加の手法を用いて検討することとしており、見直しには市民の意見が反映される規定としています。
	時勢に合わなくなった場合は、大胆に見直しを実施することを要請する。	本市の状況等に合わせて、条例の内容を見直していくことは重要なことだと考えます。
その他	市議会でも「議会基本条例」を検討中ということだが、進捗状況等はどうなっているのか。	議員によって組織された議会基本条例検討委員会で、検討が行われています。
	わかりやすい言葉で条文が書かれており、検討委員の皆さんが力を尽くしてまとめられたのがよくわかる。この条例により、協働のまちをつくっていけるようにしていきたいと、改めて感じた。	自治基本条例を本市の自治の進め方の基礎として市の施策を進めていきます。
	委員長はじめ委員の方々のご努力に一住民として感謝する。 目的が、生き生きと暮らせるだけでは弱いのではないかと思う。個人と全体の関係性を平易な言葉で表現することはできないか。また、ひとりひとりの尊厳を尊重しながら、共に生き共に死ぬ仲間としての市民自治を行うと謳うことはできないか。	自治基本条例を本市の自治の進め方の基礎として市の施策を進めていきます。 自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力しながら、それぞれの役割を果たすことで、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちが実現できると考えています。
	子どもの育成の観点からすると、家庭や家族の影響が非常に大きいと考える。	子どもの育成に関して家庭や家族が大事ということは、ご意見のとおりと考えます。
	「自治の担い手」が市民と市の執行機関を指すならば、議会は自治の担い手に含まれないのか。また、小田原市情報公開条例の実施機関には土地開発公社が入っている。整合させるべきではないか。	自治の担い手は、「市民」「議会」「行政(市の執行機関)」としています。これについては、より分かりやすくするために前文に記載します。また、情報公開条例で定義している「実施機関」は、その保有する公文書の公開を義務付ける組織として定義したものであり、本案の自治の担い手の定義とは異なります。
	ネット社会と言われるが、実際市民のうち、どのくらいの人がインターネットを利用しているか、調査はしたのか。	本条例には直接関係がないご意見として承ります。インターネットの利用状況の調査は行っていませんが、メールやホームページが閲覧できる携帯電話の普及等により、インターネットの利用は急速に拡大していると考えています。ただし、情報の受発信の方法としてインターネットを通して行うだけで良いとは考えておりません。引き続き、広報紙や掲示板、自治会を通じたの回覧、電話、ファックス、手紙なども適宜適切に利用して情報の受発信を行ってまいります。

条	ご意見・ご提案の内容	市の考え方
	この条例の施行後、今よりさらに市債が増加しないようにしてください。	現在も市債の抑制を図っており、今後も引き続き市債残高を減らすべく努力してまいります。